

第1章 行動計画について

1-1 計画策定の背景

(1) 環境学習とその必要性

環境学習とは、単に環境問題について知識を得るだけでなく、環境に関心を持ち「人と環境」のかかわりについて自ら学び、考え、行動できる人を育てるための学習のことを指します。

環境学習では、体験を通して守るべき自然への理解を深め、科学的思考力と体験を通じた総合的な理解力を深めることが重要です。このことによって、環境保全に対する自らの責任と役割を自覚し、進んで環境保全行動に参加する意欲を持ち、問題を解決するための能力を高めていくことが期待されます。

今日、自然と共生した持続可能な社会の形成が求められています。そのためには、一人一人が「人と環境」の関係について学び、行動に移すことが必要です。環境学習はこのように見えにくい環境と私たちのつながりを理解し、適切な判断と行動ができる人を育てます。

私たちは、物質的な豊かさや便利さを求め、資源やエネルギーをたくさん使い現在の社会を築いてきました。

その結果、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムや生活スタイルが定着し、環境に対して大きな負荷を与え続けてきました。

今日の環境問題は、温室効果ガスの増加による地球温暖化、生活排水による河川の汚濁や自動車による大気汚染などやその他極めて多岐にわたりますが、その原因の多くは、私たちの生活や社会活動そのものに原因があると言えます。

こうした日々の暮らしに深く関わっている問題に対して、私たち自身が、環境と人間の関わりについて正しい理解を持ち、環境学習等を進め、それぞれの生活の中で各主体毎に取り組みを行動に移していかなければいけません。

そして、それらの個々の取り組みや行動同士を繋げていくことで大きな効果が生まれ、うるおいと安らぎに満ちた群馬県の良い環境を守り育てていくことができます。

また、地域の環境に対しても、自らの問題として主体的に考え、行動していく必要があります。

そのためには、群馬の環境に誇りと責任を持ち、環境と人間の関係に対する深い理解に基づいて行動できる人を育てていくことが極めて重要です。

(2) 環境学習等をめぐる動き

本県はすばらしい自然と全国に誇る良好な環境に恵まれています。その恵み豊かな環境の恵沢を我々世代が享受するだけでなく、将来世代への承継を行うため、環境への負荷の少ない循環型社会を築くことを目標に、「群馬県環境基本条例」（平成8年）を制定しました。

国において平成15年度に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（以下「環境教育推進法」という）」が成立し、平成18年度には、「教育基本法」が改正され、教育の目標に「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が定められました。

これを受け、県では平成17年度に「群馬県環境学習推進基本指針」を策定し、『環境に関心を持ち、「人と環境」の関係について総合的かつ科学的な理解を深め、環境に責任と誇りをもって、主体的に行動できる人を育てる』という目標のもと環境学習に取り組んできました。

そして、平成23年度には、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性や、国連「持続可能な開発のための教育の10年（国連ESDの10年）※P4コラムESD参照」の動きを踏まえ、改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という）」が公布されました。

区分	国の動き	県の動き
平成8年度		「群馬県環境基本条例」を制定。「環境学習の振興等による環境に責任を持つ人づくり」を目標の一つに位置づけ（条例第9条）
平成14年度	ヨハネスブルクサミットにおいて日本が「持続可能な開発のための教育の10年（国連ESDの10年）」を提案。	
平成15年度	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」成立	
平成17年度		「群馬県環境学習推進基本指針」策定
平成18年度	「教育基本法」改正 「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が目標に追加	
平成22年度		第14次群馬県総合計画策定 群馬県環境基本計画（2011～2015）策定
平成23年度	改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布 実践的で具体的な法体系へ	
平成24年度	「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を閣議決定 改正法施行（10月）	

1-2 計画策定の趣旨

平成17年度に定めた群馬県環境学習推進基本指針（以下「基本指針」という。）で目標とした『環境に興味を持ち「人と環境」の関係について総合的かつ科学的な理解を深め、環境に責任と誇りをもって、主体的に行動できる人を育てる学習』を具体化していくため、基本指針の考え方を踏まえて、群馬県の推進施策や具体的な取り組み、評価指標を用いた点検などを盛り込んだ群馬県環境学習等推進行動計画（以下「行動計画」という。）として策定します。

そして、この行動計画を推進していくことで、群馬の豊かな環境を守り、環境への負荷が少ない低炭素・循環型社会への取組を実施し、各主体の取組の連携を進めます。

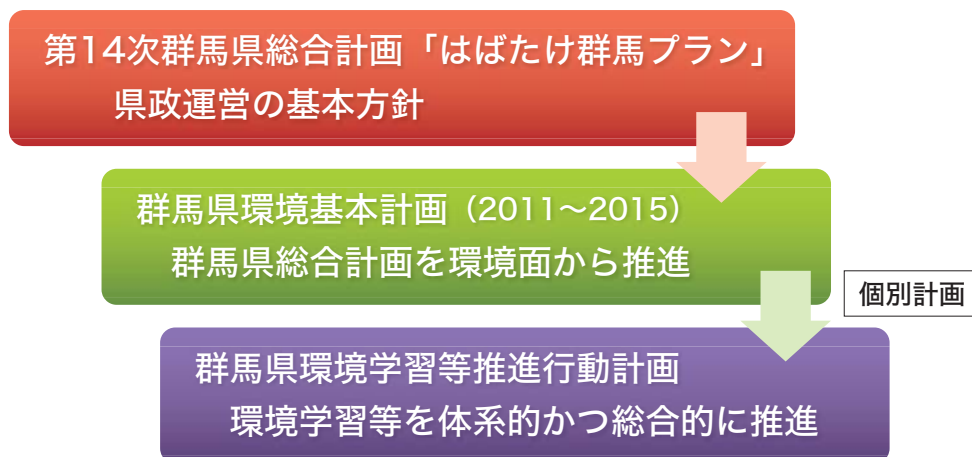
なお、この行動計画は「環境教育推進法」の改正法である「環境教育等促進法」に基づき作成するものです。

1-3 計画の位置づけ

この行動計画は、県政運営の基本方針を定めた第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」の環境部門の計画として推進する「群馬県環境基本計画」における環境学習等に関する個別計画として、「環境教育等促進法」第8条に基づき作成する行動計画として位置づけられるものです。

また、この行動計画は、平成18年3月に策定した「群馬県環境学習推進基本指針」を踏まえて具体的な行動を促進するものです。

なお、この行動計画の期間は平成27年度から平成32年度とし、群馬県環境基本計画の作成にあわせ、当面は平成32年度を最終目標とし、随時見直しを行います。



【コラム】持続可能な開発のための教育（ESD）

ESDは、Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略です。

ESDとは、現代社会における地球規模の課題（環境・貧困・人権・平和・開発等）を自らの問題として捉え、身近なところから行動をおこす力を身につけることにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ）」で我が国がESDの重要性を提唱し、これを受け、同年、国連第57回総会決議により、2005年から2014年までの10年を「国連ESDの10年」とし、ユネスコが主導機関に指名されました。



地球温暖化をはじめとした現代の環境問題は地球規模で取り組まなければならない問題であるため、ESDの視点に立った環境学習の推進が求められており、6つの概念と7つの能力を導く学習が望ましいとされます。

6つの概念

- 【多様性】社会は多様な事物から成り立っていること
- 【相互性】社会は物や人が関わりあってなりたっていること
- 【有限性】社会を成り立たせている資源やエネルギーには限りがあること
- 【公平性】持続可能な社会は権利の保障や恩恵の享受が公平であること
- 【連携性】持続可能な社会は、多様な主体が状況に応じて互いに協力することで構築されること
- 【責任性】持続可能な社会は、一人一人が責任と義務を自覚し、行動することで構築されること

7つの能力

- 〈批判〉批判的に考える力
- 〈未来〉未来像を予測して計画を立てる力
- 〈多面〉多面的・総合的に考える力
- 〈伝達〉コミュニケーションを行う力
- 〈協力〉他者と協力する態度
- 〈関連〉つながりを尊重する態度
- 〈参加〉進んで参加する態度

群馬県環境基本計画による環境問題の区分

群馬県環境基本計画2011-2015においては、環境問題を次のように区分し、取り組むこととしています。

<p>1 地球温暖化の防止</p> <p>温室効果ガスを減らしましょう</p>	<p>①温室効果ガスの排出削減による低炭素社会の実現 ②二酸化炭素の吸収源対策 ③フロン等による温暖化対策</p>
<p>2 生物多様性の保全</p> <p>身近な自然を守り、育みましょう</p>	<p>①生物系に応じた自然環境の保全と再生 ②野生鳥獣対策と外来生物対策の推進 ③自然とのふれあいの推進 ④森林環境の保全と適正利用</p>
<p>3 生活環境の保全と創造</p> <p>身の回りの環境を大切にしましょう</p>	<p>①水環境、土壌環境、地盤環境の保全 ②大気環境の保全、騒音、振動、悪臭の防止 ③有害化学物質による環境リスクの低減 ④快適な生活環境の創造</p>
<p>4 持続可能な循環型社会づくり</p> <p>「もったいない」と思う気持ちを大切にしましょう</p>	<p>①3Rの推進 ②廃棄物の適正処理の推進 ③バイオマス活用の推進</p>
<p>5 全ての主体が参加する環境保全の取り組み</p> <p>日頃から環境のことを考えることから始めましょう</p>	<p>①環境教育・環境学習の推進 ②情報交換・交流の場の構築と自主的取組の促進</p>